

市民政策
コメント

人権尊重都市鳥取市の実現に向けて

鳥取市人権施策基本方針(案)

みなさんのご意見をお寄せください!

本市は、昭和44年の同和対策事業特別措置法の施行を受けて、同和行政や同和教育の取り組みを進めるとともに、

昭和62年に「人権尊重都市宣言」を行い、さらに平成6年には「鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」を制定しました。

そして、この条例に基づき「鳥取市同和对策総合計画」を制定し、同和問題の解決に向けて取り組んでまいりました。また、その間「鳥取市男女共同参画計画」や「人権教育のための国連10年鳥取市行動計画」を策定するなど、人権施策に総合的かつ計画的に取り組んでまいりました。

しかしながら、平成17年6月に実施した「同和問題等人権問題に関する意識調査」の結果によりますと、人権が保

障されていないと感じている人やいろいろな差別があると考えている人が多くいることを示しています。

私たちの社会は、一人ひとりが互いの人権を尊重しあいながら、たゆまぬ努力と英知によって、差別のない明るい

人権尊重都市鳥取市の実現を図るため、ユニバーサル・デザイン(下記参照)の視点に立つて、市行政のあらゆる分野において人権尊重に配慮して計画的に施策を推進する必要があります。そのため本市の人権施策に関する総合的な指針

となる「鳥取市人権施策基本方針」を策定するものです。人権のいろいろな分野における学識経験者や市民からなる策定委員会で検討を重ね、このたび方針案がまとまりましたので、市民のみなさんのご意見をお寄せください。

鳥取市人権施策基本方針の骨子 (総論)

基本的な考え方

- 人権尊重の基本理念
 - ・差別のない明るい人権尊重都市鳥取市の実現
 - ・差別の解消に向けて
- 人権尊重の視点に立った行政

人権施策の現状と課題

- 取り組みの経緯 ○現状と課題

人権施策の基本方針と基本施策および推進体制

- 基本方針
 - ・人権を尊重した計画の策定と施策の実施
- 基本施策
 - ・人権教育・人権啓発の推進
 - ・人権教育基本方針の策定
 - ・団体への支援・人材の養成
 - ・情報・資料などの提供
 - ・人権に関する相談体制の整備
 - ・市職員などへの人権研修
 - ・国・県および他の市町村・民間団体との連携
- 人権施策推進体制の整備
- 人権施策基本方針の見直し

(各論)

さまざまな人権問題への取り組み

- 同和問題 ○女性の人権問題 ○障害のある人の人権問題 ○子どもの人権問題 ○高齢者の人権問題
- 外国人の人権問題 ○病気にかかわる人の人権問題
- 個人のプライバシーの保護 ○そのほかの人権問題

ご意見のあて先、資料の配置場所はこちらです!

提出方法 様式は問いません。住所・氏名を明記のうえ、郵送、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかで

資料配置 5月15(月)から市役所本庁舎1階総合案内所/市役所本庁舎4階人権推進課/市役所駅南庁舎1階総合窓口/各総合支所市民生活課

提出期限 6月5日(月)必着

提出・問い合わせ先 市役所本庁舎人権推進課

☎(0857)20-3224 ☎(0857) 20-3052
電子メール jinken@city.tottori.tottori.jp



人権推進課
森本 勝衛 課長

ユニバーサル・デザイン

障害のある人や高齢者を含むすべての人が使いやすいように、製品、建物、環境、空間、まちづくりなどをデザインすることをいいます。福祉の分野から提唱された考え方で、障害のある人や高齢者なども含めてすべての人が使うことを想定して製品のデザインをすれば、すべての人が等しく使える製品ができるという考え方です。ユニバーサル・デザインの視点で市のあらゆる分野における各種の施策を立案し、計画し、実施することによって、市の施策全般にわたり人権尊重都市の実現を推進しようとするものです。